

## ■補助対象となるかの確認シート

駒ヶ根市居住誘導区域定住促進事業補助金の対象になる方は、下記の項目すべてに該当する必要があります。また最終的な判断は、補助金の認定申請書などの審査によります。該当となるかの目安としてご使用ください。補助対象となるかの事前相談は随時承りますのでお問い合わせください。

### 【確認内容】

- 取得家屋の所在地は、駒ヶ根市 立地適正化計画の居住誘導区域ですか。  
※区域外の場合は補助金の対象となりません。
  
- 取得家屋（新築、中古住宅の購入を含む）は、平成31年4月1日以降に引き渡し又は、売買契約を行いましたか。 ※制度創設初年度は4月1日以降の事案が対象となります。
  
- 居住誘導区域外に3年以上住んでいましたか。また居住誘導区域への転入・転居から3年以内ですか。  
例) ○東京都（4年間）⇒駒ヶ根市対象家屋（※転入日から3年以内）  
○駒ヶ根市（区域外4年間）⇒駒ヶ根市対象家屋（※転居日から3年以内）  
○東京都（2年間）⇒伊那市（2年間）⇒駒ヶ根市対象家屋（※転入日から3年以内）  
○東京都（2年間）⇒駒ヶ根市区域外（2年間）⇒駒ヶ根市対象家屋（※転居日から3年以内）  
○東京都（4年間）⇒駒ヶ根市区域内アパート2年間 ⇒駒ヶ根市対象家屋（※転入日から3年以内）  
  
×駒ヶ根市（区域外4年間）⇒駒ヶ根市（区域内4年間）⇒駒ヶ根市（対象家屋）  
※転居してから3年以内でないため対象外  
×駒ヶ根市（区域内5年間）⇒伊那市（1年間）⇒宮田村（1年間）⇒駒ヶ根市（対象家屋）  
※居住誘導区域外に3年以上住んでいないため対象外
  
- 家屋の取得から5年以上定住する意思がありますか。
  
- 自治組合への加入をしますか。

### 【お問い合わせ】

駒ヶ根市役所 総務部 企画振興課 企画調整係

TEL：0265-83-2111 内線 241 FAX：0265-83-4348

【E-mail】 [kizai@city.komagane.nagano.jp](mailto:kizai@city.komagane.nagano.jp)